

議案第32号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

令和2年6月2日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行に伴い、条例改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

### 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第21条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年 3月31日

長与町長 吉 田 慎

